

船舶事故調査報告書

平成25年10月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）
委 員 庄 司 邦 昭
委 員 根 本 美 奈

事故種類	操船者死亡
発生日時	不明（平成25年2月16日（土） 11時30分ごろ～17日（日） 02時00分ごろの間）
発生場所	不明（千葉県浦安市境川河口付近～同県袖ヶ浦市中袖の護岸の間）
事故調査の経過	<p>平成25年2月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての操船者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	カヌー（船名なし）、総トン数なし なし、浦安市カヌー協会 5.40m×0.56m×0.40m、FRP 機関なし、不明
乗組員等に関する情報	操船者A 男性 47歳
死傷者等	死亡 1人（操船者A）
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、操船者Aが1人で乗り、平成25年2月16日10時00分ごろ、境川に架かる浦安市の高洲橋^{たかす}付近の岸壁から、操船者Bが1人で乗った別のカヌー（以下「僚船」という。）と共に出航した。</p> <p>操船者Bが所属するカヌー協会（以下「協会」という。）は、本事故当日、強風注意報及び波浪注意報が発表されて強風が予測されたため、協会の関係者（以下「関係者A」という。）が予定していた練習の中止を決定し、09時00分ごろ操船者Bに電話で通知した。</p> <p>協会の関係者は、10時00分ごろ、本船が高洲橋付近の岸壁から出航し、操船者Bが出航の準備をしているところを目撃した際、操船者Bから協会の練習が中止になったことを聞き、危険なので出航をやめるように注意したところ、操船者Bが出航場所付近だけで練習すると言ったため、帰宅した。</p> <p>操船者Bの家族は、夜になっても操船者Bが帰宅しないため、関係者A宅に電話をした後、関係者A等が、操船者A及び操船者Bが帰っていないことを認め、警察に通報した。</p> <p>本船は、17日02時00分ごろ、中袖の護岸において、転覆状態で漂着しているところを海上保安庁により、発見され、引き揚げられ</p>

たが、無人であった。

操船者Aは、08時23分ごろ、千葉県市原市の護岸付近において、発電所の職員によって漂流しているところを発見され、08時53分ごろ海上保安部の巡視艇に揚収された。

操船者Aは、搬送先の警察署において、医師により、溺死と検案された。

気象・海象

気象：

千葉特別地域気象観測所の2月16日～17日における気象観測値

日付	時刻	天気	風向	風速 (m/s)	気温
16日	9:00	晴れ	NNW	12.4	3.1
	10:00	晴れ	NNW	12.5	3.7
	11:00	晴れ	NNW	11.7	4.2
	12:00	晴れ	NNW	12.0	4.9
	13:00	晴れ	NNW	10.5	5.3
	14:00	晴れ	NNW	10.8	5.4
	15:00	晴れ	NNW	8.4	4.8
	16:00	晴れ	NNW	9.5	4.4
	17:00	晴れ	NNW	9.6	3.4
	18:00	晴れ	NNW	8.9	2.4
	19:00	晴れ	NNW	7.3	1.8
	20:00	晴れ	NNW	8.1	1.6
	21:00	晴れ	NNW	5.6	1.2
	22:00	晴れ	NNW	3.3	0.7
23:00	晴れ	NW	3.8	0.5	
17日	0:00	晴れ	WNW	3.0	0.3
	1:00	晴れ	WNW	4.7	0.2
	2:00	晴れ	NW	6.5	0.3
	3:00	晴れ	NW	4.3	0.1
	4:00	晴れ	NW	5.1	-0.1
	5:00	晴れ	NW	5.0	-0.1
	6:00	—	NW	6.6	0.2
	7:00	晴れ	NW	5.9	0.2
	8:00	晴れ	NW	5.0	1.3
9:00	晴れ	NW	7.3	2.6	

浦安市には、2月15日16時00分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、16日15時17分には、それらに加えて低温注意報が発表されており、17日06時53分に解除された。

海象：海面水温 約15℃（気象庁 関東・東海・北陸周辺海域日別海面水温における観測値）

東京港波浪観測所における2月16日～17日における海象観測値

	日付	時刻	最高波 波高(m)	有義波 波高(m)	波向	流向	流速 (cm/s)
	16日	9:00	0.7	0.4	W	NW	9.0
		10:00	0.8	0.4	NNE	N	11.0
		11:00	0.7	0.4	ESE	NNE	4.0
		12:00	0.9	0.4	NW	NNE	8.0
		13:00	0.8	0.4	NW	N	10.0
		14:00	0.7	0.4	E	NW	7.0
		15:00	0.7	0.4	NNE	W	4.0
		16:00	0.7	0.3	ENE	NNW	10.0
		17:00	0.7	0.4	SSW	WNW	14.0
		18:00	0.4	0.2		W	23.0
		19:00	0.4	0.3	E	W	17.0
		20:00	0.7	0.3	WNW	W	15.0
		21:00	0.4	0.2		W	20.0
		22:00	0.4	0.3	E	W	11.0
	23:00	0.5	0.3	SSW	WSW	10.0	
	17日	0:00	0.4	0.2		SW	11.0
		1:00	0.3	0.2		SSW	8.0
		2:00	0.3	0.2		WSW	9.0
		3:00	0.3	0.2		W	10.0
		4:00	0.4	0.2		W	12.0
		5:00	0.3	0.2		W	15.0
		6:00	0.4	0.2		WSW	13.0
		7:00	0.6	0.3	SSW	W	12.0
8:00		0.5	0.3	NNW	W	8.0	
9:00		0.5	0.3	NE	SW	10.0	
その他の事項	<p>操船者Aは、本事故当日、協会の所有するロングツーリングカヤック型のカヌーを使用していた。</p> <p>操船者Aは、ウェットスーツ及び救命胴衣を着用し、カヌーへの浸水を防止するためのスプレースカートを装着していた。</p> <p>境川河口東方の岸壁で釣りを行っていた人から、同岸壁の沖を航走中の本船及び僚船と思われるカヌーの目撃情報が、また、16日11時00分ごろ及び11時30分ごろ境川河口付近を航走していた本船及び僚船と思われるカヌーの目撃情報がそれぞれ警察に寄せられた。</p> <p>本船は、擦過傷が激しかったため、本事故後に解撤された。</p> <p>操船者Aが使用していたパドルは発見されず、予備のパドルを持参した形跡もなかった。</p> <p>協会は、ふだんの練習時、^{なぎ}風^{なみ}のときだけ海へ出るようにしており、^{しげ}時化^{しげ}のときは海へ出ず、境川の中だけで練習を行っていた。</p> <p>操船者Aは、協会に所属していなかったが、操船者Bとは、協会が</p>						

	主催するものとは別のレースに参加する際のチームメイトであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 操船者Aは、溺死した。 本船は、16日11時30分ごろに境川河口付近を航走中のところを目撃された後、17日02時00分ごろ、中袖の護岸において、転覆状態で漂着しているところを発見され、無人であったことから、この間において、本船が境川河口付近を航走していた後、操船者Aが落水した可能性があると考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。 操船者Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が境川河口付近を航走していた後、操船者Aが落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天が予想される場合には、出航しないこと。 ・ 寒い時期にカヌーで出航するときは、ドライスーツを着用すること。 ・ カヌーを操船する際は、緊急通報時に救助機関が迅速、かつ、正確に位置を特定することができるGPS位置情報等の通知機能が付いた防水型の携帯電話を携帯することが望ましい。